

令和3年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の維持管理状況

令和4年3月末現在

1 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立物及び種類	溶融飛灰処理物				120.44t	165.68t	177.81t	170.54t	102.60t	206.00t	102.76t	160.83t	136.49t	1,343.15t
	合計				120.44t	165.68t	177.81t	170.54t	102.60t	206.00t	102.76t	160.83t	136.49t	1,343.15t

2 擁壁等及び遮水工、調整池の点検

擁壁等の点検	点検日				R3.7.10	R3.8.2	R3.9.1	R3.10.21	R3.11.4	R3.12.10	R4.1.27	R4.2.22	R4.3.29
	点検結果				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
遮水工の点検	点検日				R3.7.10	R3.8.2	R3.9.1	R3.10.21	R3.11.4	R3.12.10	R4.1.27	R4.2.22	R4.3.29
	点検結果				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
調整池の点検	点検日				R3.7.10	R3.8.2	R3.9.1	R3.10.21	R3.11.4	R3.12.10	R4.1.27	R4.2.22	R4.3.29
	点検結果				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
損壊又は遮水効果が低下する恐れがある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

3 浸出液処理設備及び導水管等の点検

浸出液処理設備の点検	点検日				R3.7.10	R3.8.30	R3.9.25	R3.10.29	R3.11.25	R3.12.28	R4.1.26	R4.2.22	R4.3.29
	点検結果				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
導水管等の点検	点検日				R3.7.10	R3.8.30	R3.9.25	R3.10.29	R3.11.25	R3.12.28	R4.1.26	R4.2.22	R4.3.29
	点検結果				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
浸出液処理設備の機能及び導水管等の防凍措置に異常がある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

4 残余埋立容量の測定

残余埋立容量の測定	測定日	R4.3.24
	測定結果	36,184m <sup>3</sup>

表1 上流側モニタリング井戸（上総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—			R3. 6. 22	R3. 7. 28	R3. 8. 25	R3. 9. 15	R3. 10. 7	R3. 11. 1	R3. 12. 6	R4. 1. 6	R4. 2. 7	R4. 3. 7
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26	R3. 8. 16	R3. 9. 9	R3. 9. 30	R3. 10. 22	R3. 11. 17	R3. 12. 21	R4. 1. 31	R4. 2. 28	R4. 3. 23
No.1 電気伝導率	ms/m	—			26	22	22	23	22	23	26	24	24	23
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—			20	19	20	19	20	19	18	18	18	18
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下			<0.0005								<0.0005	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下			<0.001								<0.001	
6 鉛	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
8 砒素	mg/l	0.01以下			0.002								0.002	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			<0.0002								<0.0002	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			<0.001								<0.001	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.001								<0.001	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			<0.001								<0.001	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			<0.0002								<0.0002	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
21 チウラム	mg/l	0.006以下			<0.0005								<0.0005	
22 シマジン	mg/l	0.003以下			<0.0003								<0.0003	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
25 セレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26								R4. 2. 28	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下			0.045								0.043	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No.1又は2：月1回以上、No.3～28：年1回以上

※6月は埋立処分開始前の測定結果

表2 上流側モニタリング井戸（下総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—			R3. 6. 22	R3. 7. 28	R3. 8. 25	R3. 9. 15	R3. 10. 7	R3. 11. 1	R3. 12. 6	R4. 1. 6	R4. 2. 7	R4. 3. 7
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26	R3. 8. 16	R3. 9. 9	R3. 9. 30	R3. 10. 22	R3. 11. 17	R3. 12. 21	R4. 1. 31	R4. 2. 28	R4. 3. 23
No.1 電気伝導率	ms/m	—			65	64	60	61	61	62	64	64	62	62
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—			26	24	22	22	23	22	29	25	23	23
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下			<0.0005								<0.0005	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下			<0.001								<0.001	
6 鉛	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
8 砒素	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			<0.0002								<0.0002	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			<0.001								<0.001	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.001								<0.001	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			<0.001								<0.001	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			<0.0002								<0.0002	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
21 チウラム	mg/l	0.006以下			<0.0005								<0.0005	
22 シマジン	mg/l	0.003以下			<0.0003								<0.0003	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
25 セレン	mg/l	0.01以下			0.002								0.002	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26								R4. 2. 28	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下			0.041								0.040	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No.1又は2：月1回以上、No.3～28：年1回以上

※6月は埋立処分開始前の測定結果

表3 下流側モニタリング井戸（上総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—			R3. 6. 21	R3. 7. 28	R3. 8. 25	R3. 9. 15	R3. 10. 7	R3. 11. 1	R3. 12. 6	R4. 1. 6	R4. 2. 7	R4. 3. 7
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26	R3. 8. 16	R3. 9. 9	R3. 9. 30	R3. 10. 22	R3. 11. 17	R3. 12. 21	R4. 1. 31	R4. 2. 28	R4. 3. 23
No.1 電気伝導率	ms/m	—			37	41	41	42	41	42	42	41	43	42
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—			41	41	37	40	40	40	35	35	37	35
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下			<0.0005								<0.0005	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下			<0.001								<0.001	
6 鉛	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
8 砒素	mg/l	0.01以下			0.001								0.001	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			<0.0002								<0.0002	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			<0.001								<0.001	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.001								<0.001	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			<0.001								<0.001	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			<0.0002								<0.0002	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
21 チウラム	mg/l	0.006以下			<0.0005								<0.0005	
22 シマジン	mg/l	0.003以下			<0.0003								<0.0003	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
25 セレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26								R4. 2. 28	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下			0.049								0.043	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No.1又は2：月1回以上、No.3～28：年1回以上

※6月は埋立処分開始前の測定結果

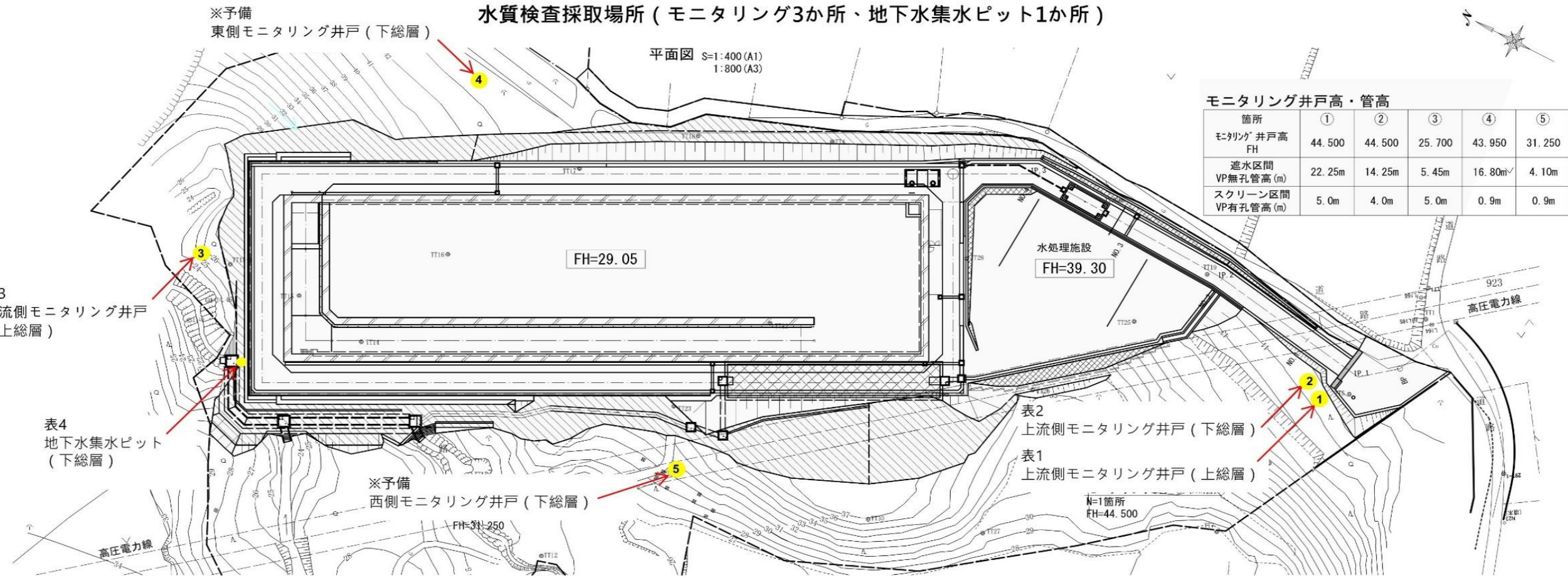
表4 地下水集水ピット（下総層）

検査項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—			R3. 6. 21	R3. 7. 28	R3. 8. 25	R3. 9. 15	R3. 10. 7	R3. 11. 1	R3. 12. 6	R4. 1. 6	R4. 2. 7	R4. 3. 7
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26	R3. 8. 16	R3. 9. 9	R3. 9. 30	R3. 10. 22	R3. 11. 17	R3. 12. 21	R4. 1. 31	R4. 2. 28	R4. 3. 23
No.1 電気伝導率	ms/m	—			63	68	71	70	66	70	69	67	69	66
2 塩化物イオン濃度	mg/l	—			29	31	30	30	30	29	27	26	26	26
3 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
4 総水銀	mg/l	0.0005以下			<0.0005								<0.0005	
5 カドミウム	mg/l	0.003以下			<0.001								<0.001	
6 鉛	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
7 六価クロム	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
8 砒素	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
9 全シアン	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと			不検出								不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
12 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
13 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			<0.0002								<0.0002	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			<0.001								<0.001	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.001								<0.001	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			<0.001								<0.001	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			<0.0002								<0.0002	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
21 チウラム	mg/l	0.006以下			<0.0005								<0.0005	
22 シマジン	mg/l	0.003以下			<0.0003								<0.0003	
23 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			<0.001								<0.001	
24 ベンゼン	mg/l	0.01以下			<0.001								<0.001	
25 セレン	mg/l	0.01以下			0.002								0.002	
26 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			<0.005								<0.005	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/l	0.002以下			<0.0002								<0.0002	
結果が得られた日	—	—			R3. 7. 26								R4. 2. 28	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下			0.040								0.039	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No.1又は2：月1回以上、No.3～28：年1回以上

※6月は埋立処分開始前の測定結果





モニタリング井戸高・管高

箇所	①	②	③	④	⑤
モニタリング井戸高 FH	44.500	44.500	25.700	43.950	31.250
遮水区間 VP無孔管高 (m)	22.25m	14.25m	5.45m	16.80m	4.10m
スクリーン区間 VP有孔管高 (m)	5.0m	4.0m	5.0m	0.9m	0.9m

モニタリング井戸構造図 S=1:20 (A1)  
1:40 (A3)

表1  
上流側モニタリング井戸 (上総層)

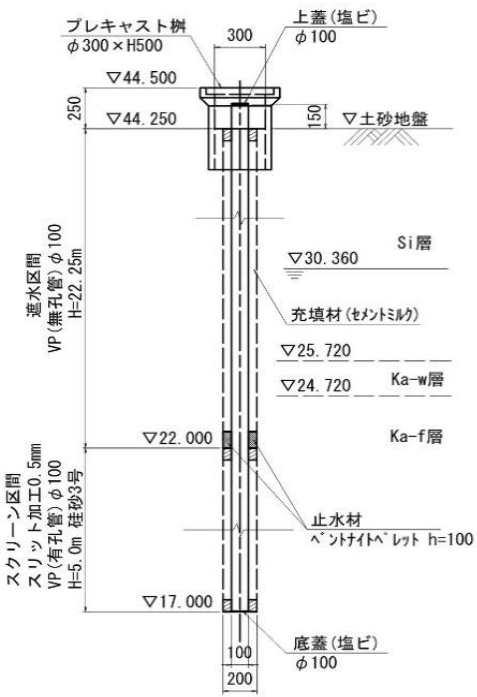


表2  
上流側モニタリング井戸 (下総層)

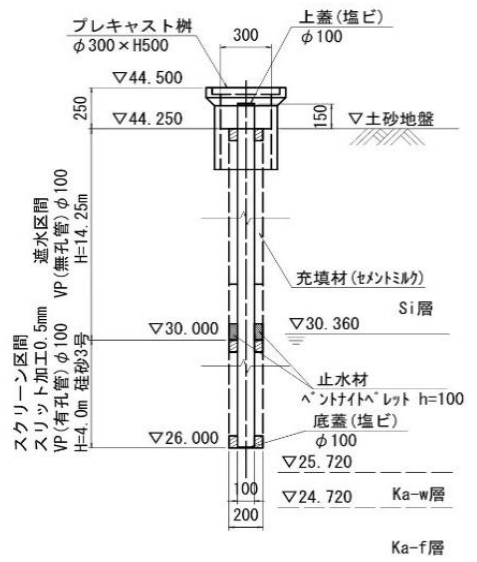
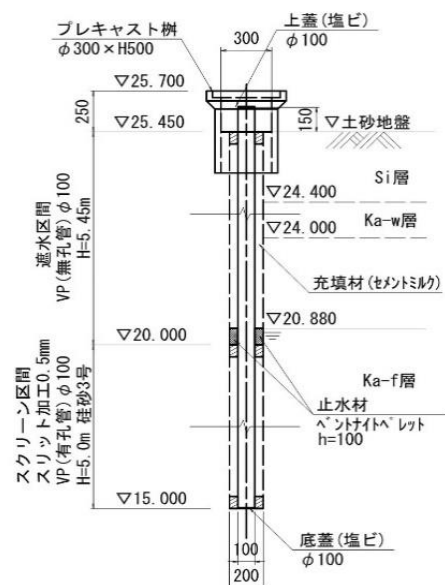
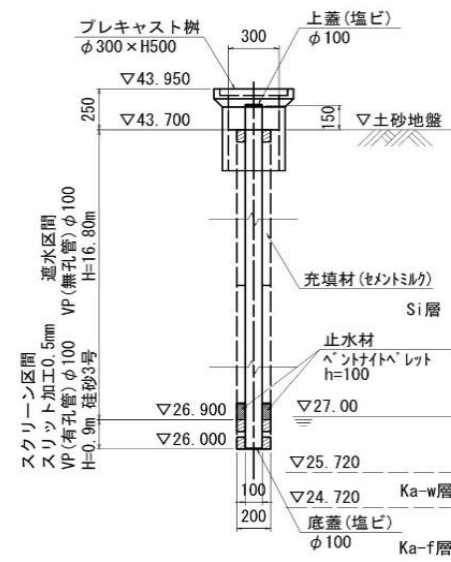


表3  
下流側モニタリング井戸 (上総層)



※予備  
東側モニタリング井戸 (下総層)



※予備  
西側モニタリング井戸 (下総層)

